

比屋定小学校いじめ防止基本方針

I 基本的な考え方

1 学校運営

- (1) 学校において、校長のリーダーシップの下に、それぞれの教職員の役割分担や責任の明確化を図り、全教職員が一致協力して指導に取り組む。
- (2) 学校は児童にとって楽しく学び、生き生きと活動できる場である。
学校は、いじめの問題の解決について大きな責任を有しており、「子どもの立場に立った学校運営」及び「開かれた学校」を基本姿勢とする。

2 いじめについて

- (1) いじめは児童の成長にとって必要な場合もあるといった考えは認められないものである。
- (2) 個々の教師がいじめ問題の重大性を正しく認識し、危機意識を持って取り組む。
- (3) 教師の何気ない言動が児童に大きな影響力を持つことに十分留意する。
- (4) いじめ問題への取組に当たっては、いじめの多寡以上に、迅速かつ適切に対応し、いじめの悪化を防止し、早期に真の解決を図る。
- (5) いじめは、人間として絶対に許されないという認識を一人一人の児童に徹底させる。
- (6) いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されない、また、いじめを大人に伝えることは正しい行為であるという認識を児童に持たせる。
- (7) いじめられる児童や、いじめを告げたことによっていじめられるおそれがあると考えている児童を徹底して守り通すという毅然とした態度を日頃から示す。

II 未然に防ぐ取り組み

- (1) 学校教育活動全体を通してお互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にすることを育成し、生きることの素晴らしさや喜び等について適切に指導する。
特に、道徳教育、心の教育を通して、指導の充実を図る。
 - ・給食、遊び、清掃活動などを通して児童と触れ合う機会の確保に努める。
 - ・会議や行事の見直し等校務運営の効率化を図り、児童生徒や保護者と接する機会の確保と充実に努める。
 - ・いじめに関する調査をアンケートや教育相談等を通して行い、児童の実態把握、内面理解に努める。※担任は毎月のかたけアンケートにおいて児童の実態を把握し、気になることに関しては些細な事でも担任会等で確実な共通理解を図る。前回把握したいじめに関しては解消状況を両者に確認する。
 - ・職員会議、職員集会を通して、職員全員に実態を周知する場を設け、全校体制でいじめの未然防止に努める。また、必要に応じてスクールカウンセラーの来校を申請する。
- (2) 学級活動や児童会活動などの場を活用して、児童自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り組む指導をする。
- (3) すべての児童が自ら参加でき、分かりやすい授業を工夫し、個に応じた指導に努める。
 - ・学習の遅れがちな児童への十分な補充指導を行う。

- (4) 学校行事や部活動等において自己存在感を持つことができるよう配慮し、子どもの「心の居場所」となるような学校づくりに努める。
 - ・ 部活動の本来的機能を生かし適切に運営する。
 - ・ 部活動指導は、児童同士の間関係や一人一人の個性に配慮する。
- (5) 児童に対する親身な教育相談を一層充実させ、養護教諭等との連携を積極的に図る。
 - ・ 教育相談室等の整備
- (6) 全教職員が参加する実践的な校内研修を積極的に実施する。
- (7) 児童の仲間意識や人間関係の変化に留意しつついじめの発見や対応に努める。
- (8) 学校教育活動全体を通して、友情の尊さや心からの信頼の醸成等について適切に指導する。

Ⅲ 発生後の対応

1 いじめる児童への対応

- (1) いじめる児童に対しては、保護者の協力を積極的に求め、教育的な指導を徹底して行う。
- (2) 一定期間、校内においてほかの児童と異なる場所で特別の指導計画を立てて指導することも考慮する。
- (3) いじめた児童が、いじめを繰り返したり、いじめられる側に回ったりすることのないよう継続して指導する。
- (4) いじめの状況が一定の限度を超える場合には、いじめられる児童を守るために、いじめる児童に対し出席停止の措置を講じた。また警察等適切な関係機関の協力を求め、厳しい対応策をとる。
- (5) 特に、暴行や恐喝など犯罪行為に当たるようないじめを行う児童については、警察との連携を図る。

2 いじめられる児童への対応

- (1) いじめの解決に向けての様々な取組を進める。
 - ① 児童の立場に立って、緊急避難としての欠席を認める。その際は保護者と十分の連携を図る。またその後の学習に支障を生ずることのないように工夫する。
 - ② いじめられる児童又はいじめる児童のグループ替えや座席替え、さらに必要に応じて児童の立場に立った弾力的な学級替えや学級編制替えも工夫する。
 - ③ いじめられる児童には、保護者の希望や、意見等も十分に踏まえて、転学も配慮する。
- (2) 家庭・地域社会との連携をはかる。
 - ① 「開かれた学校」の観点に立ち、日頃から、学校の対処方針や年間指導計画などいじめに関する情報を十分に提供する。
 - ② 保護者等の理解や協力を求め、各家庭でのいじめに関する取組のための具体的な資料として役立ててもらおう。

- ③ いじめ等に関して学校に寄せられる情報に対し、誠意を持って対応する。
- ④ いじめの問題に関し学校と保護者や地域の代表者との意見交換の機会を設け、積極的に連携を図る。
- ⑤ 保護者の参加を工夫する。
 - ・ 休日の保護者面談（開催時間）
 - ・ 学校外でのPTA懇談会の開催（開催場所）。

IV その他

- (1) 教師の体罰禁止の徹底に一層努める。
- (2) 児童の実態、保護者の考え方、地域の実情等を踏まえ、きめ細やかな「個に応じた生徒指導」を行う。